

事業概要書

予算科目	款	4	項	1	目	6	大 事 業 名	1	環 境 保 全 事 業 費
中事業名	(1) 脱炭素化対策事業（省エネ家電買替促進補助金）								
担当部署	市民生活部 環境・ごみ対策課								
重点分野	－								
総合計画 施策番号	1-7 脱炭素・資源循環システムの構築								
予算計上額								22,166	千円
財 源 内 訳	一般財源							600	千円
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金						21,566	千円
	県支出金							0	千円
	地方債							0	千円
	その他							0	千円
事業目的	物価高騰の影響を受ける市民を対象に、省エネルギー性能に優れた家電製品(省エネ家電)への買替えを促進し、生活者の負担を軽減するとともに、エネルギー利用の効率化による地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。								
実施内容	自ら居住する市内の住宅にある既存の家電製品を同品目の省エネ家電に買替え、設置する者に対し、購入に必要な経費の一部を補助する。 【補助対象製品】 最新の省エネ基準達成率が100%以上で、令和8年4月1日以後に購入・設置されたエアコン及び電気冷蔵庫(新品のみ)。 【補助金の額】 補助対象経費(本体購入費用のみ。設置・配送費や処分費などは除く)の3分の1とし、上限10万円。ただし、1世帯当たり1品目につき1台限り。 ※事後申請方式による手続きの簡素化を図る。								
事業効果	高騰する電気代等のランニングコストを抑制することにより、生活者の負担を軽減するとともに、省エネ家電への移行による家庭のエネルギー消費量を削減し、地球温暖化対策の推進につなげる。								
令和8年度 主な 事業内容	省エネ家電買替促進補助金の交付 (令和8年度補正 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用) 【内訳】 補助金申請受付業務委託料 2,966千円 省エネ家電買替促進補助金 18,600千円 〔・エアコン@180,000円×1/3×260台=15,600千円〕 〔・冷蔵庫 @300,000円×1/3× 30台= 3,000千円〕								
事業の進捗状況、スケジュール(予定)等	・令和8年7月 業務委託契約の締結、市民への周知(HP・SNS等) ・令和8年8月頃 申請受付を開始予定 ・令和8年12月末日 申請受付終了(予算上限に達し次第終了予定)								

志摩市省エネ家電買替促進補助金交付要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、省エネルギー性能に優れた家電製品(以下「省エネ家電」という。)の普及によるエネルギー利用の促進により地球温暖化対策の推進を図るとともに、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、省エネ家電へ買替えをする者に対し、予算の範囲内において、市がその購入に必要な経費の一部として志摩市省エネ家電買替促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、その交付等に関しては、志摩市補助金等交付規則(平成 16 年志摩市規則第 60 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。(補助対象事業等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、省エネ家電に買替えて、自らが居住する住宅に設置することとする。

2 補助対象事業の対象となる省エネ家電(以下「補助対象製品」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナーであって、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 中古品又は転売品でないこと。
 - イ 家庭用の機器であること。
 - ウ 日本産業規格(JIS 規格)C9901 に基づく最新の省エネルギー基準の達成率が 100%以上であること。
- (2) 電気冷蔵庫であって、次に掲げる要件を満たすもの
 - ア 中古品又は転売品でないこと。
 - イ 家庭用の機器であること。
 - ウ 日本産業規格(JIS 規格)C9901 に基づく最新の省エネルギー基準の達成率が 100%以上であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第 6 条の規定による申請の時ににおいて、本市の住民基本台帳に記録されている住所に現に居住している者
- (2) 自ら居住する市内にある住宅の既存の家電製品を同品目の省エネ家電に買替え、設置する者

- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 志摩市暴力団排除条例（平成 23 年志摩市条例第 3 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団若しくは同条第 4 号に規定する暴力団員、又は同条例第 8 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者
- (5) 国、地方公共団体等から同一の趣旨の他の補助金等の交付を受けておらず、かつ、過去にこの要綱に基づく同一の補助対象製品に係る補助金の交付を自ら又はその属する世帯の構成員が受けていない者

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付の申請を行う年度の 4 月 1 日以後に支払った補助対象製品の本体購入に要する費用とし、次に掲げるものを除いた額とする。

- (1) 附属品の購入、設置及び配送に要した経費
- (2) 買替えに伴う機器の処分に要した経費
- (3) 商品券、割引券、クーポン券又は販売店等のポイントによる支払額
- (4) 消費税及び地方消費税の額

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額は、補助対象製品 1 品目につき、補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額とし、10 万円を限度とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1 世帯当たり 1 品目につき 1 台限りとする。

（交付の申請等）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、志摩市省エネ家電買替促進補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された領収書その他の書類の写し
 - ア 購入日
 - イ 購入金額(内訳の記載があるもの)
 - ウ 製品型番
 - エ 購入した店舗の名称及び所在地
- (2) 補助対象製品に係る次に掲げる事項が記載された保証書の写し

- ア 製造元
- イ 購入日
- ウ 製品型番
- エ 購入した店舗の名称及び所在地

- (3) 補助対象製品の設置状況が確認できる写真
- (4) 既設家電製品の家電リサイクル券(排出者控え)の写し又はそれに準ずると認められる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を適当と認めたときにあっては志摩市省エネ家電買替促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書(様式第 2 号)により、不適当と認めたときにあっては志摩市省エネ家電買替促進補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。
(交付決定の取消し等)

第 8 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適当と認めたとき。

(補助対象製品の処分等の制限)

第 9 条 交付の決定を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間において、補助対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、あらかじめ志摩市省エネ家電買替促進補助金財産処分承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

志摩市省エネ家電買替促進補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

(申請者)

住 所
氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

志摩市省エネ家電買替促進補助金の交付を受けたいので、志摩市省エネ家電買替促進補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり申請します。

1 購入製品の情報

種類	購入日	製品型番	省エネ基準 達成率
エアコン	・		
冷蔵庫	・		

2 補助金交付申請額

対象家電製品	補助対象経費 (税抜本体価格・設置配送費等を除く)	補助率	申請額 (1,000 円未満切り捨て)
エアコン	円	× 1 / 3	円 (上限 100,000 円)
冷蔵庫	円	× 1 / 3	円 (上限 100,000 円)
合 計			円

3 振込先に関する情報 (申請者名義の口座を記入してください)

金融機関	(金融機関名)				(店名)			
	預金種別 (種目)	☐ 普通			☐ 当座		☐ その他	
	口座番号							
口座名義人 <カタカナ>								

※裏面に続きます。

4 確認・同意事項（次の全ての項目について、内容を確認し、☒してください。）

☐	購入した製品は、中古品又は転売品ではありません。
☐	購入した製品は、住民票に記載された現住所の私の住宅に設置しました。
☐	国、地方公共団体等から同一の趣旨の他の補助金等の交付を受けておらず、かつ、過去に同一世帯で、この補助金の交付を受けた者はいません。
☐	この補助金の交付に当たり必要な範囲で、私の住民情報及び税情報を市が公簿等により確認することについて同意します。
☐	購入した製品のレシート全体、領収書、明細書等の写しを添付しました。 ※ 購入日、購入金額（内訳）、製品型番並びに購入した店舗の名称及び所在地がわかるもの
☐	購入した製品の製造元の保証書の写しを添付しました。 ※ 製造元（メーカー名）、購入日、製品型番並びに購入した店舗の名称及び所在地がわかるもの
☐	購入した製品の設置状況が確認できる写真を添付しました。
☐	既設家電製品の家電リサイクル券(排出者控え)の写し又はそれに準ずると認められる書類の写しを添付しました。

様式第 2 号(第 7 条関係)

志摩市省エネ家電買替促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

年 月 日付けで申請がありました志摩市省エネ家電買替促進補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、志摩市省エネ家電買替促進補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

2 備考

様式第 3 号(第 7 条関係)

志摩市省エネ家電買替促進補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

年 月 日付けで申請がありました志摩市省エネ家電買替促進補助金について、不交付を決定しましたので、志摩市省エネ家電買替促進補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

【理由】

志摩市省エネ家電買替促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

(申請者)

住 所

氏 名

電話番号

先に志摩市省エネ家電買替促進補助金を受けて設置した補助対象製品を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して財産処分等を行うことの承認を受けたいので、志摩市省エネ家電買替促進補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり申請します。

補助金の交付決定	交付決定日	年 月 日
	指令番号	第 号
補助対象製品		
財産処分の内容		
財産処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)	
財産処分をする理由		

事業概要書

予算科目	款	5	項	1	目	4	大 事 業 名	1	農地管理費
中事業名	(1) 排水機場維持管理費								
担当部署	水産農林部 農林課								
重点分野	－								
総合計画 施策番号	2-5 暮らしの安全の推進								
予算計上額								3,256	千円
財 源 内 訳	一般財源							56	千円
	国庫支出金								千円
	県支出金								千円
	地方債	阿児排水機場改修事業債						3,200	千円
	その他								千円
事業目的	排水機場(阿児排水機場)の適正な維持管理。								
実施内容	排水機場No.1およびNo.2の吐出ゲート開閉装置の改修工事を行う。								
事業効果	排水機場の適正な維持管理を行うことで出水時に耕地に流入してくる雨水を排除し、浸水被害の軽減を図る。								
令和8年度 主な 事業内容	阿児排水機場No.1・No.2吐出ゲート改修工事 ・開閉装置(ステムナット)工 1式								
事業の進捗状 況、スケジュール (予定)等	令和8年 7月～10月								

事業概要書補足資料

施設名称 : 阿児排水機場

所在地 : 阿児町甲賀地内

[位置図]



[現況写真]



事業概要書

予算科目	款	5	項	3	目	3	大事業名	1	漁港管理費
中事業名	(1) 志摩のり人工採苗施設解体撤去事業								
担当部署	水産農林部 水産課								
重点分野	－								
総合計画 施策番号	－								
予算計上額								18,500	千円
財 源 内 訳	一般財源							1,900	千円
	国庫支出金								千円
	県支出金								千円
	地方債	志摩のり人工採苗施設解体撤去事業債						16,600	千円
	その他								千円
事業目的	志摩のり人工採苗施設は、経年劣化による老朽化が著しく、倒壊や部材の飛散等の危険性が高く、周辺地域の安全確保のため、解体・撤去工事が必要である。 今後の採苗機能については大王種苗センターへ集約することとし、将来的に事業の必要性が生じた際には、同センターにおいて柔軟に対応するものとする。								
実施内容	・解体施設 : 志摩のり人工採苗施設 ・場所 : 志摩市志摩町御座407-4 ・構造 : 鉄骨造1階建 ・延床面積 : 324.0㎡ ・建設年度 : 昭和44年度								
事業効果	老朽化施設の倒壊や部材飛散リスクを解消し、周辺地域の安全を確保できる。 また、未利用施設の解体に伴い将来の維持管理コストを削減し、行政財産の最適化を図るとともに、採苗機能を大王種苗センターへ集約することで、将来の事業必要時にも既存施設を活用した効率的な体制を整える。								
令和8年度 主な 事業内容	志摩のり人工採苗施設解体撤去工事費 18,500,000円								
事業の進捗状 況、スケジュール (予定)等	令和 8年 7月 入札 令和 8年 8月～12月 解体撤去工事								

事業概要書補足資料

施設名称 : 志摩のり人工採苗施設

所在地 : 志摩市志摩町御座407 - 4

[位置図]



[現況写真]



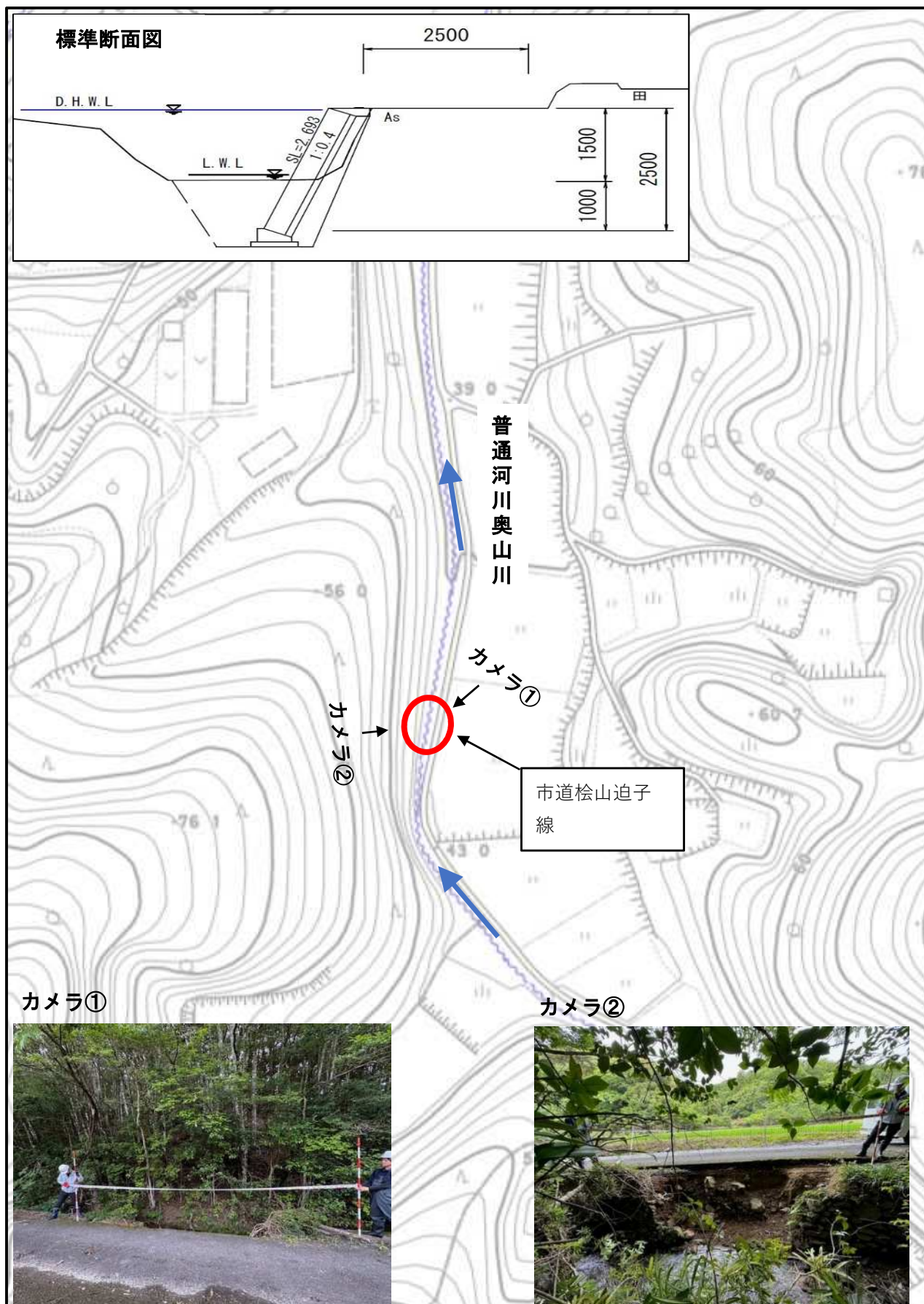
事業概要書

予算科目	款	10	項	2	目	1	大 事 業 名	1	土木災害復旧費
中事業名	(1) 国補土木災害復旧事業								
担当部署	建設部 建設整備課								
重点分野	－								
総合計画 施策番号	－								
予算計上額								2,009	千円
財 源 内 訳	一般財源							▲ 630	千円
	国庫支出金	公共土木施設災害復旧事業費負担金						1,339	千円
	県支出金								千円
	地方債	国補土木災害復旧事業債						1,300	千円
	その他								千円
事業目的	令和8年6月3日の台風第6号による豪雨で崩落した、市道桧山迫子線(普通河川奥山川との兼用する護岸)の災害復旧工事。 被災した道路護岸を災害復旧事業(国庫負担)により再構築し、早急に道路としての機能を復旧することを目的とする。								
実施内容	工事名:市道桧山迫子線 災害復旧工事 工事場所:志摩市 磯部町 桧山 地内 工事概要:コンクリートブロック積工 A=22m2 事業費:4,009千円(うち当初予算額 2,000千円)								
事業効果	本事業を実施することにより、道路としての機能を復旧し、安全・安心を確保する。								
令和8年度 主な 事業内容	工事名:市道桧山迫子線 災害復旧工事 工事場所:志摩市 磯部町 桧山 地内 工事概要:コンクリートブロック積工 A=22m2 事業費:4,009千円(うち当初予算額 2,000千円)								
事業の進捗状 況、スケジュール (予定)等	災害査定(予定):令和8年8月下旬 工事期間(予定):令和8年9月下旬～令和9年2月								

(国補土木災害復旧事業)

磯部町 桧山 地内

工 事 名 : 市道桧山迫子線 災害復旧工事
工事概要 : コンクリートブロック積工 A=22m²
事 業 費 : 4,009千円



事業概要書

予算科目	款	10	項	2	目	2	大 事 業 名	1	河川災害復旧費
中事業名	(1) 国補河川災害復旧事業								
担当部署	建設部 建設整備課								
重点分野	－								
総合計画 施策番号	－								
予算計上額								13,846	千円
財 源 内 訳	一般財源							▲ 289	千円
	国庫支出金	公共土木施設災害復旧事業負担金						9,235	千円
	県支出金								千円
	地方債	国補河川災害復旧事業債						4,900	千円
	その他								千円
事業目的	令和8年6月3日の台風第6号による豪雨で決壊した、普通河川築地川の災害復旧工事。 被災した河川護岸を災害復旧事業(国庫負担)により再構築し、早急に河川としての機能を復旧することを目的とする。								
実施内容	工事名:普通河川築地河川右岸 災害復旧工事 工事場所:志摩市 磯部町 築地 地内 工事概要:コンクリートブロック積工 A=31m2 仮設道路工 L=180.0m 事業費:14,846千円(うち当初予算額 1,000千円)								
事業効果	本事業を実施することにより、河川としての機能を復旧し、安全・安心を確保する。								
令和8年度 主な 事業内容	工事名:普通河川築地河川右岸 災害復旧工事 工事場所:志摩市 磯部町 築地 地内 工事概要:コンクリートブロック積工 A=31m2 仮設道路工 L=180.0m 事業費:14,846千円(うち当初予算額 1,000千円)								
事業の進捗状 況、スケジュール (予定)等	災害査定(予定):令和8年8月下旬 工事期間(予定):令和8年9月下旬～令和9年3月								

(国補河川災害復旧事業)

磯部町 築地 地内

工 事 名 : 普通河川築地川右岸 災害復旧工事

工事概要 : コンクリートブロック積工 A=31m²

: 仮設道路工 L=180.0m

事 業 費 : 14,846千円

